

第21期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.mobilefactory.jp/ir/ir_stock_info/ir_gene_meeting/) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

株式会社モバイルファクトリー

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

新株予約権の名称	第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日	2019年7月26日	2021年4月23日
新株予約権の数	820個	2,386個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	82,000株	238,600株
新株予約権の払込価額	1個当たり200円	1個当たり500円
新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,369円	1株当たり1,519円
権利行使期間	2021年4月1日から 2026年12月31日まで	2022年4月1日から 2030年12月31日まで
新株予約権の行使の条件	別記1	別記2
新株予約権の交付状況	4名	85名

別記1 権利行使条件は、以下のとおりであります。

①新株予約権者は、EBITDAが下記(a)または(b)に掲げる水準を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から1年を経過する日までの間は、新たに行使可能となった本新株予約権の50%を限度とし、1年を経過する日の翌日以降は当該各号において行使可能となった全てを行使することができる。

(a) 2020年12月期乃至2024年12月期の5事業年度のうち、いずれか単年度の事業年度において当社のEBITDAが16億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 2020年12月期乃至2025年12月期の6事業年度のうち、いずれか単年度の事業年度において当社のEBITDAが20億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における税金等調整前

当期純利益に支払利息額及び特別損失額を加算し特別利益額を減算、さらに、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

別記2 権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、2021年12月期から2026年12月期におけるEBITDAの額が、下記(a)乃至(h)に掲げる水準を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 16億円を超過した場合：行使可能割合	10%
(b) 18億円を超過した場合：行使可能割合	20%
(c) 20億円を超過した場合：行使可能割合	30%
(d) 22億円を超過した場合：行使可能割合	40%
(e) 24億円を超過した場合：行使可能割合	50%
(f) 26億円を超過した場合：行使可能割合	65%
(g) 28億円を超過した場合：行使可能割合	80%
(h) 30億円を超過した場合：行使可能割合	100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における税金等調整前当期純利益に支払利息額及び特別損失額を加算し特別利益額を減算、さらに、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者（以下、本号に限り「贈与者」という。）は、当社取締役会の決議による承認を得ている場合に限り、新株予約権を任意の対象者（以下、本号に限り「受贈者」という。）に贈与することができる。ただし、受贈者が当該権利を行使するには、次に掲げる事項を全て充足しなければならない。
 - (a) 受贈者の権利行使日において、贈与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であること。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (b) 受贈者の権利行使について、予め当社取締役会の承認を得ること。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループが、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議した概要は以下のとおりであります。

①当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、「企業倫理規程」を始めとする社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。

また、当社の管理担当執行役員が中心となって業務分掌規程上「コンプライアンス管理」を管掌する部門とともに研修及びマニュアルの作成・公開を行うことにより、当社グループの役職員に対しコンプライアンスの知識の向上にも努めております。

さらに、当社の監査役による当社グループの取締役の業務執行の監視に加え、当社の内部監査人が内部監査規程に基づき、当社グループのコンプライアンス体制の調査、使用人の職務の遂行に関する状況の把握・監査等を定期的に行い、当社の代表取締役及び取締役会に報告しております。

②当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社グループの取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき作成、保存、管理しております。また、法令や社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、当社の監査役及び会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態としております。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の代表取締役は、当社グループにおけるリスク管理に関する統括責任者に当社の管理担当執行役員を任命しております。

当社の管理担当執行役員は、「リスク管理規程」に基づき、業務分掌規程上「リスク管理」を管掌する部門とともに、リスク管理体制の構築・運用及び各部門間の連携強化などリスク管理を統括的に推進しております。

当社グループの各部門においては、内在するリスクの識別・分析・評価を行い、部門としてのリスク管理を実施するとともに、当社の管理担当執行役員を通じて取締役会及び監査役会に報告しております。

当社の取締役会は、リスク管理組織として業績に大きな影響を与えるリスクに対して、発生時の損失を最小限に留めるため、必要な対応方針を予め検討しております。

また、当社の内部監査人は、当社グループの各部門のリスク管理状況を監査し、当社の代表取締役及び取締役会に報告しております。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催しております。

また、当社グループの事業計画を定めるとともに当社グループの取締役間で共有し、当社グループとして達成すべき業績目標及び評価方法を明確化することで、当該目標の達成に向けて各部門とともに効率的な達成方法を定めております。なお、計画に対する進捗は定時の取締役会にて報告・検証・分析され、全社的な業務効率の向上を図っております。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、当社の取締役、執行役員及び子会社の代表取締役、並びに前述の者が出席を求めた役職員を構成員とする会議を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催します。

また、当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、稟議決裁により決定します。

さらに、当社は、当社グループに損失の危機が発生し、担当の部署がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保し、これを推進します。

なお、当社グループは、当社の定める内部通報規程に従います。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社グループの取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置できるものとします。

当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社グループの取締役等の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事異動に関しては、当社の監査役の同意を得た上で決定するものとします。以上の体制により使用人の取締役からの独立性を確保します。

⑦当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項を発生させるとき、発生するおそれがあるとき、当社グループの取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社の監査役会へ報告すべきと認めた事項が生じたときは、速やかに当社の監査役に報告することとしております。

また、当社の定める内部通報規程において、当社の監査役への内部通報に際し、当社グループの取締役及び使用人が不利な扱いを受けない旨を規定・施行しております。

当社の監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、当社グループの取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしております。

⑧当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、当社の監査役はいつでも当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、当社グループの取締役は当社グループ内の重要な会議への当社の監査役の出席を拒めないものとしております。

当社の代表取締役は、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

当社グループの取締役は、監査制度に対する理解を深め、当社グループの社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。

当社は、当社の監査役がその職務の執行において、当社に対し費用を請求した際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該請求を速やかに処理します。

なお、当社の監査役は当社の内部監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

⑨当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」に基づいて、毎年「財務報告に係る内部統制基本計画書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組

みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

⑩当社グループの反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、当社グループに属する企業の社会的責任及び企業防衛の観点から「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力の排除に係る信用調査実施ガイドライン」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないこととしております。

整備状況に関しては、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行い、役職員への啓蒙活動に取り組みとともに、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察・顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度における、当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス

「企業倫理規程」を始めとする社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。また、全社員に対してコンプライアンス意識の浸透を図るための研修を継続実施しております。

②リスク管理

「リスク管理規程」に基づき、半期に一度の社内リスクの洗い出し、各リスクに対する対策方針を整理し、取締役会へ報告しております。また、「危機管理規程」に基づき緊急時の対応を社内に周知しております。

③内部統制

内部監査人による内部監査及び内部統制に関する監査を通して、内部統制システムの整備、運用状況の評価、改善を行っており、当該取組み状況は取締役会において報告しております。また、当期におきましては、開示すべき重要な不備は発見されておられません。

④取締役

取締役は、原則月1回以上の取締役会を開催し、法令又は定款の定められた事項、及び経営上の重要な事項の決議を行っております。取締役会においては、取締役の職務執行の監督を行っております。また、2名を選任している社外取締役は、取締役会の監督機能を強化するとともに、経営やゲーム業界のサービス運営等に関する助言・発言をしております。

⑤監査役

監査役は、取締役会への出席、常勤監査役による重要な会議への出席、及び取締役、使用人のヒアリング等に基づき内部統制の整備運用状況を確認し、より健全な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査人と密に情報交換を行う体制を構築し、監査の実効性を確保しております。

⑥反社会的勢力排除

「反社会的勢力の排除に係る信用調査実施ガイドライン」に基づき、新規取引先との契約の前にはチェックを行っております。また、継続運用として主要取引先につきましても、同様のチェックを行う体制を構築しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識するとともに、持続的な成長に必要な経営体質の強化及び設備投資等を行うことも経営上重要と捉えております。そのため、持続的な成長のための内部留保と株主に対する利益還元をバランスよく実施していくことを考えております。

以上から、業績・財政状態及び株価水準等を総合的に勘案しながら、株主に対する充実した利益還元を実施するために、総還元性向30%を目標として配当及び自己株式の取得を行う予定であります。

なお、2021年12月期におきましては、当社グループ株主還元方針に則り、業績・財政状態及び株価水準等を総合的に勘案し、総還元性向30%を上回る自己株式の取得を行うことといたしました。これに伴い、配当につきましては、無配とすることに決定いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	480,364	255,864	2,375,633	△474,317	2,637,545
当期変動額					
新株の発行	24,392	24,392			48,784
親会社株主に帰属 する当期純利益			538,648		538,648
自己株式の取得				△349,851	△349,851
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	24,392	24,392	538,648	△349,851	237,582
当期末残高	504,757	280,257	2,914,282	△824,168	2,875,127

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	12,565	12,565	207	2,650,318
当期変動額				
新株の発行				48,784
親会社株主に帰属 する当期純利益				538,648
自己株式の取得				△349,851
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△15,922	△15,922	1,149	△14,772
当期変動額合計	△15,922	△15,922	1,149	222,810
当期末残高	△3,356	△3,356	1,357	2,873,128

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社ジーワンダッシュ 株式会社ビットファクトリー

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③ 暗号資産の評価基準及び評価方法

暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(売却原価は移動平均法により算定)

(2)重要な減価償却資産の減価償却方法

- ①有形固定資産 定率法を採用しております。
但し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|---------|
| 建 物 | 10年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～10年 |
- ②無形固定資産 定額法を採用しております。
主な自社利用のソフトウェア及びコンテンツについては、収益性を考慮した見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額は、軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

ソフトウェアの減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	68,743千円
ソフトウェア	65,256千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているソフトウェアは、主に自社開発ゲーム等に係る開発費を資産計上したものであります。資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、主にゲームタイトルを資金生成単位としております。

減損の兆候を識別した場合には、取締役会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

(2)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、売上高及び営業利益であります。この仮定は、過去の実績を元に、ユーザーの獲得や課金による収益の影響を保守的に見積り反映しております。

(3)当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性があり、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。なお、割引前将来キャッシュ・フローにおける新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と判断しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症に関しましては、当連結会計年度において当社グループの事業活動に重要な影響を与えていないことなどを踏まえ、当社グループの事業活動に与える影響は軽微であると仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の評価等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確実性が大きく、継続して当社グループの財政状態、経営成績への影響を注視する必要があるものと考えております。

連結損益計算書に関する注記

投資有価証券評価損

当連結会計年度において、投資有価証券の非上場株式について973千円減損処理を行っております。

時価のない株式の減損処理に当たっては、当該株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合には、株式の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏づけられる場合を除き、減損処理をしております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,838,295	87,200	—	8,925,495

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 87,200株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	307,876	336,700	—	644,576

(変動事由の概要)

自己株式の取得による増加 336,700株

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類と数

普通株式 82,000株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

無配のため、記載すべき事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については借入れによる資金の調達は行っておりません。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金は、本社オフィスの敷金及び未消費ゲーム内通貨に係る資金決済法の供託金に伴う保証金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握に努めております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い営業債権について、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を実施しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務担当部署において短期の資金繰り表を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,665,764	2,665,764	－
(2) 売掛金	373,317		
貸倒引当金 (注1)	△422		
売掛金 (純額)	372,894	372,894	－
(3) 投資有価証券	45,046	45,046	－
(4) 敷金及び保証金	26,445	26,521	75
資産計	3,110,152	3,110,227	75
(1) 買掛金	12,508	12,508	－
(2) 未払金	149,941	149,941	－
(3) 未払法人税等	143,214	143,214	－
(4) 未払消費税等	37,965	37,965	－
負債計	343,630	343,630	－

(注) 1. 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価の算定において、株式は取引所の価格により評価しております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを返還予定時期に対応する国債の利回りで割りいた、現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	10,460

非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	346円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	64円69銭

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2022年1月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

2018年1月19日に開示いたしました「株主還元方針の変更に関するお知らせ」のとおり、総還元性向30%を目標として業績、財政状態及び株価水準等を総合的に勘案しながら、株主に対する充実した利益還元を実施するために、自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

400,000株（上限）（※）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：4.8%）

(3) 株式の取得価額の総額

500,000,000円（上限）（※）

(4) 取得期間

2022年2月1日から2022年6月30日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け

（※）上記(2)及び(3)は、それぞれ上限を定めたものであり、この実現を保証するものではありません。
株式市場の動向によっては、一部又は全部の取得が行われえない可能性があります。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	480,364	255,864	255,864	2,322,417	2,322,417	△474,317	2,584,329
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
新 株 の 発 行	24,392	24,392	24,392				48,784
当 期 純 利 益				492,312	492,312		492,312
自 己 株 式 の 取 得						△349,851	△349,851
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	24,392	24,392	24,392	492,312	492,312	△349,851	191,245
当 事 業 年 度 末 残 高	504,757	280,257	280,257	2,814,730	2,814,730	△824,168	2,775,575

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 事 業 年 度 期 首 残 高	12,565	12,565	207	2,597,102
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行				48,784
当 期 純 利 益				492,312
自 己 株 式 の 取 得				△349,851
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△15,922	△15,922	1,149	△14,772
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△15,922	△15,922	1,149	176,473
当 事 業 年 度 末 残 高	△3,356	△3,356	1,357	2,773,576

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③暗号資産の評価基準及び評価方法

暗号資産

活発な市場が存在するもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以後取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～15年
工具、器具及び備品	4年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

主な自社利用のソフトウェア及びコンテンツについては、収益性を考慮した見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額は、軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

ソフトウェアの減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	95,799千円
ソフトウェア	38,199千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症に関しましては、当事業年度において当社の事業活動に重要な影響を与えていないことなどを踏まえ、当社の事業活動に与える影響は軽微であると仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性の評価等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確実性が大きく、継続して当社の財政状態、経営成績への影響を注視する必要があるものと考えております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	382,601千円
短期金銭債務	500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高総額	1,510,303千円
--------------	-------------

2. 投資有価証券評価損

当事業年度において、投資有価証券の非上場株式について973千円減損処理を行っております。

時価のない株式の減損処理に当たっては、当該株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合には、株式の実質価額が著しく低下したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏づけられる場合を除き、減損処理をしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	644,576株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	10,763千円
貸倒損失	563千円
未払事業税	7,439千円
減価償却費	35,446千円
一括償却資産	1,550千円
資産除去債務	1,041千円
その他有価証券評価差額金	1,481千円
その他	1,653千円
繰延税金資産 小計	59,939千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産 合計	59,939千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する資産	△520千円
繰延税金負債 合計	△520千円
繰延税金資産 純額	59,419千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ジーワンダッ シュ	所有 直 接 100.0 %	サービス配信の 許諾 (注) 1	売上高	1,441,221	売掛金	364,193
子会社	株式会社 ビットファク トリー	所有 直 接 100.0 %	サービス配信の 許諾 (注) 1 資金の援助	売上高 資金の貸付 (注) 2 利息の受取 (注) 2	69,081 30,000 35	売掛金 関係会社 長期貸付金 未収入金	18,053 30,000 25

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. サービス配信の許諾条件は、市場の実勢価格等を勘案し価格を決定しております。
2. 資金の貸付条件は、当社の借入利率に基づいて利率を合理的に算定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 334円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 59円13銭 |

重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2022年1月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

2018年1月19日に開示いたしました「株主還元方針の変更に関するお知らせ」のとおり、総還元性向30%を目標として業績、財政状態及び株価水準等を総合的に勘案しながら、株主に対する充実した利益還元を実施するために、自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

400,000株（上限）（※）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：4.8%）

(3) 株式の取得価額の総額

500,000,000円（上限）（※）

(4) 取得期間

2022年2月1日から2022年6月30日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け

（※）上記(2)及び(3)は、それぞれ上限を定めたものであり、この実現を保証するものではありません。株式市場の動向によっては、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。